

海洋構造物用チェーンに関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編及び L 編
鋼船規則検査要領 K 編及び L 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

海洋構造物用チェーンに関する事項

改正理由

IACS は、より高強度な海洋構造物用チェーンに対応する規定作成の要望を業界から受けていたことから、統一規則 W22 を改正し、より高強度な海洋構造物用チェーン（第 R4S 種及び第 R5 種）に関する規定を加えた。また、この改正に併せて、これまで規定していた等級の海洋構造物用チェーン（第 R3 種、第 R3S 種及び第 R4 種）に対しても試験要件及び提出資料等に関する要件を整備した。

今般、IACS 統一規則 W22 (Rev.5)に基づき、関連規定を改める。なお、当該統一規則にて新たに加えられた第 R4S 種チェーン及び第 R5 種チェーンの寸法及び機械的性質等の規格値については、2009 年 4 月 15 日付け一部改正にて取入れ済みである。

改正内容

- (1) 海洋構造物用チェーンの鋼材について、結晶粒度、脱ガス処理等に関する要件を規定した。
- (2) 第 R4S 種及び第 R5 種のチェーン及びチェーン用部品の鋼材について、鋼材の製造者から海洋構造物用チェーン又はチェーン用部品の製造者に、溶鋼ごとに母材の性質に関する資料を提出する旨を規定した。
- (3) 海洋構造物用チェーン及びチェーン用部品について、非破壊試験に関する要件を追加した。
- (4) 海洋構造物用チェーン用部品に対する機械的試験に関する要件を改めた。
- (5) 海洋構造物用チェーンの製造方法の承認を受ける際に実施される CTOD 試験について、試験片の採取及び試験基準等を規定した。
- (6) 海洋構造物用チェーン用部品について、製造方法の承認の際に CTOD 試験を実施する旨を規定した。